

■p. 89 解説 2 (国務大臣の任免)

以下のとおり、訂正いたします。

「○ 内閣総理大臣が有する国務大臣任免権（憲法 69 条）は、内閣総理大臣の専権であり、内閣の権限ではない。したがって、国務大臣の任免について、閣議にかける必要もなく、他の国務大臣の意見を徴する必要もない。そして、国務大臣の任免には天皇の認証を要し、その認証に内閣の助言と承認を必要とするところ（憲法 7 条 5 号）、本来この助言と承認は閣議によるものであるが、国務大臣の任免は内閣総理大臣の任免権の行使によってその効果は既に発生しており、この場合の助言と承認は内閣総理大臣が単独で行うこととなる。」

■p. 136 【議会の運営等】問題 5

問題文を以下のように訂正します。

誤：議案提出に当たっては、議案提出者を除き、議員定数の 12 分の 1 以上の

正：議案提出に当たっては、議員定数の 12 分の 1 以上の